測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、奈良県五條土木事務所長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

平成二十二年一月十二日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　測量の目的　公共測量（計画平面図作成に伴う一級基準点測量）

二　測量の地域　吉野郡十津川村大字平谷地内

三　測量の終了年月日　平成二十一年十二月十六日